

令和3年11月30日開会

令和3年11月30日閉会

令和3年

第3回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和3年第3回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年第3回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月24日

小豆島町長 松本 篤

## 記

- 期 日 令和3年11月30日（火）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤締切等工事に係る工事請負契約の変更について）
  - 専決処分の報告について  
（竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約の変更について）
  - 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

---

開 会 令和3年11月30日（火曜日）午前9時28分

閉 会 令和3年11月30日（火曜日）午前9時54分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	11月30日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	×
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	中 島 有 紀	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー ブ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	古 郷 信 子	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 主 幹	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二  
書 記 竹 田 恭 平

議事日程

別 紙 の と お り

## 令和3年第3回小豆島町議会臨時会議事日程

令和3年11月30日(火) 午前9時28分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 諸般の報告について
- 第4 報告第12号 専決処分の報告について  
(小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 貯留堰堤締切等工事に係る工事請負契約の変更について) (町長提出)
- 第5 報告第13号 専決処分の報告について  
(竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約の変更について) (町長提出)
- 第6 議案第43号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第44号 小豆島町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第45号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第46号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和3年小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、11月20日以降、香川県が定める警戒レベル、感染予防対策期に移行し、ここ数週間の状況を見ましても、新規感染者数が抑制されておるところでございます。また、行動規制につきましても、基本的な感染防止対策を徹底した上で段階的に緩和の方向性が示されるなど、経済活動において徐々に回復の兆しが見えつつある状況にあります。しかしながら、国外においては新たな変異ウイルスが確認されるとともに、第6波の到来が懸念されますことから、引き続き感染防止対策の徹底にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

一方、3回目のワクチン接種につきましては、12月から医療従事者への接種をはじめ、順次進めてまいりたいと考えており、先般トップ政談会においても、ワクチン接種の安全性を呼びかけていただくよう、知事に対して要望させていただいたところでございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告2件、条例案件3件、補正予算案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、4番森弘章議員、6番中松和彦議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、諸般の報告であります。藤井孝博議員から11月30日をもって辞職することについて11月29日に辞職願が提出され、同日付で辞職の許可をいたしましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第4 報告第12号 専決処分について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤締切等工事に係る工事請負契約の変更について）

日程第5 報告第13号 専決処分について（竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4及び日程第5、報告第12号及び報告第13号専決処分の報告については相関する案件でありますので、併せて町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和3年3月定例会でご議決賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤締切等工事に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更となり、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

また、報告第13号は、令和3年5月臨時会でご議決賜りました竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約について、変更契約を締結する必要が生じたため、専決

処分を行い、同様に議会に報告するものでございます。

内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第12号専決処分の報告について（小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤締切等工事に係る工事請負契約の変更について）の内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 上程議案書の2ページをお願いいたします。

報告第12号専決処分の報告につきまして説明申し上げます。

本件報告につきましては、令和3年第1回定例会で議決を賜りました小豆島町一般廃棄物最終処分場整備貯留堰堤締切等工事に関しまして、変更契約に係る契約金額の増減が既存契約額の10分の1未満でありますことから、専決処分により変更契約を締結いたしまして、地方自治法第180条第1項の規定によりこれを報告するものでございます。

3ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分の内容につきましては、項目3の契約金額を変更するもので、既存の契約額6,292万円に104万5千円を追加いたしまして、6,396万5千円とするものでございます。令和3年10月14日に専決処分をいたしております。

項目5の変更内容につきましては、現地精査により数量に変更が生じたことによると記載しております。この数量に変更が生じた理由につきましては、本件工事の施工に当たりまして、既存工作物、石積みでございますが、一部撤去を想定しておりました。現地精査により、本件の工事の施工性、あるいはその安全性確保の観点から、既存工作物の撤去範囲の拡大を決定しましたことから、数量が増加したものでございます。以上、報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第13号専決処分の報告について（竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約の変更について）説明を求めます。建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 報告第13号竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集4ページをお開きください。

竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

5ページをご覧ください。

令和3年第1回臨時会でご議決いただきました竹生漁港防波堤建設ブロック製作工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が33万円の増額で、契約金額の10分の1以内かつ500万円以内でありましたので、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和3年11月19日に専決処分したものでございます。

変更内容としましては、3、契約の金額のとおり33万円増の7,469万円とし、5、変更内容は各ブロックの製作において鉄筋数量の見直しにより増額となったものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第43号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第44号 小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第45号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第43号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第45号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第43号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、人事院及び香川県人事委員会の報告と勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本条例に所要の改正を行うものでございます。

また、議案第44号小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第45号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、人事院勧告に基づき他の地方公共団体との均衡等を考慮し、各条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第6、議案第43号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第43号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の6ページをお願いいたします。

本条例につきましては、令和3年8月の人事院勧告及び令和3年10月の香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、小豆島町職員の給与に関する条例について改正を行うものでございます。

まず、第1の表をご覧ください。

期末手当の乗率を100分の127.5から100分の15月分引き下げ、100分の112.5に改正を行うもので、12月支給分から適用となります。

なお、第3項は再任用職員についての読替規定で、100分の72.5から100分の10月分引き下げ、100分の62.5に改正を行うものでございます。

下段から次のページになります。第2表でございます。

これは令和4年度以降の支給につきまして、6月分及び12月分の支給月数を同月とするように改正を併せて行うものでございます。なお、執行日につきましては公布日から施行し、第2の表については令和4年4月1日からの施行、第1の表については令和3年12月1日の適用となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 人事院の勧告と県人事委員会の勧告に基づきということなんですけれども、それから他の自治体との均衡ということを言われたんですが、今回この条例を提案しない、行わない自治体もあるというふうに聞いてるんですけれども、その辺のことをお尋ねをしたいんですけど。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 今回の人事院勧告につきましては、まず国のほうが臨時国会が開けないということで見送りを決定しております。国におきましては、来年6月期の支給分で調整をするというふうに聞いております。県下の状況でございますけれども、今回この12月議会で提案をしておりますのは、市におきましては坂出市と東かがわ市、町におきましては9町全町で提案をさせていただいております。国の方針に基づきますと、いずれにしても見送るわけではなくて来年度実施するというところでございますので、本町としては今臨時会で提案をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） これは何月分とかいうんで、実際の数字が分からんですけど。平均でどのぐらい期末手当が、金額はつかめてないんです。減額になるというのは分かるんですけど、この何か月どうこうでは、職員等への影響は数字が全然分かりませんか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 0.15月分ということでございますので、例えば本町ですと平均給与が30万円強でございますので、四、五万円ということになろうかと思えます。全体の額につきましては、また12月補正でこれに関する補正予算を計上させていただき予定としております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） この表を見よってちょっと疑問があったんですけど、再任用のところの部分が100分の112.5というふうにかかれとんですが、先ほど説明の中では100分の72.5というふうに言われとったと思うんですが、これは記載間違い、それとも私の勘違い、その辺どなんですか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 私が説明いたしましたのは、すいません、6ページのほうの第1の表でございます。こちらにつきましては72.5から62.5に改正を行います。第2の表につきましては来年4月以降の改正となりますので、0.05月分ずつの改正ということで数字がちょっとややこしいんですけども、2段階の改正ということになってございます。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方から発言を許します。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、この議案第43号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

コロナ禍での公務労働者の奮闘に全く応えず、本来やるべき賃上げによる生活改善、経済の活性化に背を向けるものだと思います。改めて町民と共にコロナ感染症対応で大奮闘された職員の皆さんに感謝の気持ちを表すとともに、そんな町職員に対しての今回のボーナス引下げは反対です。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 賛成討論がないようですので、原案に反対の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次、日程第7、議案第44号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第44号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

特別職の期末手当の支給率につきましては、一般職の改定があった場合にこれに併せて行っております。第1の表では100分の10月分を引き下げるとともに、ページ下段から次のページにかけての第2表では、令和4年度以降の6月支給分と12月支給分を同率とするための改正を併せて行うものでございます。

施行日につきましては公布日から施行し、第2の表については令和4年4月1日からの施行、第1の表については令和3年12月1日の適用となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。議案第44号小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次、日程第8、議案第45号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 議案第45号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の10ページをお願いいたします。

議案第44号の特別職と同様に、議会議員の期末手当の支給率につきましても一般職の改定があった場合にこれに併せて行っておりますので、特別職と同じく第1の表で100分の10月分を引き下げるとともに、ページ下段から次のページにかけての第2表で令和4年度以降の6月支給分と12月支給分を同率とするための改正も併せて行うものでございます。

なお、施行日につきましては公布日から施行し、第2の表については令和4年4月1日からの施行、第1の表については令和3年12月1日からの適用となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。議案第45号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第46号 令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第46号令和3年度小豆島町一般会計補正予算

(第5号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(松本 篤君) 議案第46号令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は1億4,653万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、民生費8,313万8千円、衛生費580万8千円、土木費5,500万円、教育費258万5千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(谷 康男君) 企画財政課長。

○企画財政課長(川宿田光憲君) 議案第46号令和3年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

上程議案書の12ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,653万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億2,038万2千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

14ページの第2表地方債補正をご覧ください。

まず、新たに追加する塵芥収集車整備事業でございますが、10月12日開催の教育民生常任委員会でもご説明いたしましたように、令和4年度から家庭系ごみの収集体制の変更を予定しており、具体的にはペットボトル、缶、瓶等の資源ごみの収集回数を月2回に倍増する計画でございます。このため、収集用の2トントラックを新たに1台購入し、委託事業者は無償貸与することで収集に係るコスト低減を目指すものであり、過疎対策事業債として580万円を発行するものでございます。

次に、地方債の変更でございます。

まず、地方創生港整備推進事業につきましては、坂手港浮き栈橋の長寿命化に向けて設計を進めておりましたが、浮き栈橋の老朽化が想定よりも著しく、整備計画の方針転換を余儀なくされる中で、豊島の家浦港にある県管理の2号浮き栈橋が更新により不要となる情報を入手し、県との協議の結果、坂手港への流用が可能となりました。このため、流用する浮き栈橋の上屋補修をはじめ、アンカーブロックの据付け、渡橋の設置事業等を実施するに当たり、過疎対策事業債を1,650万円増額し、限度額を3,090万円に変更するものでございます。

次に、福田町民プール除却事業につきましては、詳細設計を行ったところ、転落防止用の防護柵の設置をはじめ、浄化槽のし尿くみ取り及び清掃、防災倉庫、卒業記念プレート、電源ポールの移設費用等が必要となりましたことから、過疎対策事業債ソフト分を330万円増額し、限度額を1,560万円に変更するものでございます。

次に、福武ハウス進入路整備事業につきましては、プール撤去後に本来の正門でありました場所に進入路を整備するものでございますが、詳細設計を行ったところ、100万円の減額が可能となったことから、限度額を810万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15款国庫支出金、2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄1の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金8千万円と、説明欄2の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金313万8千円につきましては、新型コロナウイルス感染症により生活への影響が長期化する中で、子育て支援策として18歳までの子供1人に対し5万円を給付する費用に対する国庫補助金を受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

同じく、6目2節港湾費補助金、説明欄1の地方創生港整備推進交付金2,750万円につきましては、先ほど地方債補正でも申し上げたとおり、坂手港浮き桟橋の更新事業について国からの内示があり、追加費用の財源として受け入れるもので、補助率は2分の1でございます。

次に、16款県支出金、2項6目3節港湾費補助金、説明欄1の港湾整備事業費補助金1,100万円につきましては、国庫補助金同様に坂手港浮き桟橋の更新事業の財源として香川県から補助金を受け入れるもので、補助率は5分の1でございます。

次に、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金29万3千円につきましては、今回の補正予算の一般財源所要額を計上したものでございます。

次に、22款町債につきましては、冒頭の地方債補正のところでご説明したとおり、塵芥収集車整備事業債580万円、地方創生港整備推進事業債1,650万円、福田町民プール除却事業債330万円をそれぞれ追加補正する一方で、福武ハウス進入路整備事業債を100万円減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

3 款民生費、2 項 7 目子育て世帯臨時特別給付金事業費、3 節職員手当等から18節負担金補助及び交付金につきましては、歳入でも申し上げたとおり、子育て世帯を応援するため、18歳までの子供1人当たり5万円を給付する費用と事務に要する費用を計上いたしておりますが、世帯の生計を維持する方の年収が960万円以上の場合は対象外となります。なお、給付対象者につきましてはゼロ歳から18歳までの1,600人を見込んでおり、可能な限り年内の給付を目指して取り組みたいと考えてございます。

次に、4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費、17 節備品購入費580万8千円につきましては、こちらも歳入で申し上げたとおり、家庭系ごみの収集体制の変更に当たり、資源ごみの収集用の2トントラックを新たに1台購入するものでございます。

次に、8 款土木費、4 項 2 目港湾建設費、14 節工事請負費5,500万円につきましては、こちらも繰り返し申し上げておりますように、坂手港浮き栈橋の更新事業に当たり、県から寄贈を受ける浮き栈橋の上屋補修をはじめ、アンカーブロックの据付け、渡橋の設置事業費等を計上したものでございます。

次に、10 款教育費、5 項 2 目公民館費、17 節備品購入費33万円につきましては、蒲生公民館のコピー機が経年劣化により紙詰まり等不具合が生じており、公民館事業に支障が生じていることから、コピー機1台を更新するものでございます。

同じく、6 項 4 目体育施設費、14 節工事請負費225万5千円につきましては、こちらも繰り返し申し上げておりますように、福田町民プール解体撤去工事の詳細設計を行ったところ、転落防止用の防護柵の設置をはじめ、浄化槽のし尿のくみ取り及び清掃、防災倉庫、卒業記念プレート、電源ポールの移設費用などが必要となりましたことから、323万4千円増額する一方で、福武ハウス進入路整備工事についてマイナス97万9千円の減額をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 1つは、子育て世帯臨時特別給付金ですけれども、これは国で決まったことなんであれなんですけど、18歳までということで、それ以上の大学生とか学生も大変厳しい状況にあると思うんですが、その辺について何かお考えはないのか。国のほうはそれはないようなんですけれども、町として何か考えられないのかということをお尋ねします。

それと、浮き栈橋の件ですが、これちょっとよく分からないんですけど、これを新たに造ると幾らぐらいかかるんでしょうか。それで、豊島の港のを持ってくるって、豊島は新

しくしたと。家浦港か。それでその持ってきたものが坂手で使えるっていうことは、それが十分使えるものだという事なんですよね。なのに、家浦では新しくした。それが幾らぐらいかかっていたのか、誰がお金を出したのか、それは土庄のことなんだけど、その辺どういう状況なのかなと。その5,500万円の補修費の内訳の費用も教えていただきたいと思っています。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 大学生への支援でございますけれども、今回まだ国の補正予算は通っておりませんが、大学生に対する支援につきましても盛り込むということで、現在政府のほうで検討がなされていると聞いております。詳細については今後だと思っておりますけれども、また情報を常に取れるような態勢にしておきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 浮き栈橋を新たに造るとしての話なんですけど、実際形状とかがありまして、いろいろ変わってくると思うんですけど、億は超えるというふうに聞いております。家浦港の県営の浮き栈橋です。聞くところによると、その県営の浮き栈橋は新造船が就航するという事で、今の既設の浮き栈橋が使えないと。大きくしなければならぬということで、今年度県のほうが製作を行って、今年度末に据付けをするということで、今の既設の浮き栈橋は撤去しなければならないということでございます。今の家浦の浮き栈橋が何年に建造されたかということは、平成8年に建造されたものですので、十分に使用に耐えられるものだと思っております。

あと、5,500万円につきましては、今現在令和2年度の予算で3,600万円、令和3年度200万円ということで事業費を予算計上させてもらっております。当初は3,600万円の予算で既設の鋼製の浮き栈橋、これの防舷材を新たに直すというふうに予算計上させてもらっておりました。委託で調査等を行いまして、鋼製の板の厚さ、鉄板の厚さ、これが非常に腐食が進んでおりまして、通常の設定値よりも半分以下というところもあったということで、補修もかけて延命さすという手はあるんですけども、じゃあ何年もつんだという話になりますので、これを撤去して県の浮き栈橋の施設、これを譲受けして据付けするという判断に至りました。既に坂手港既設の浮き栈橋はもう撤去しております。高松へ持って行って処分する段取りで、もうのけております。固定栈橋、連絡橋、これも現場ではもう撤去しております。3,600万円の予算で今現在発注をして、基礎マウンドを施工するまでを発注をしておりまして、この5,500万円の予算計上を補正で上げさせてもらって、通り

ましたら家浦港にある浮き栈橋、これを据付けする。それに伴ってアンカーブロックを4基流用させてもらいたいということで県にお願いしてありますので、その県が使っているアンカーブロック、これを据付けすると。あと、基礎マウンドの上にコンクリートの橋台を造ります。その費用。それとあと、連絡橋の製作という費用と据付け、これを5,500万円でやりたいということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今撤去してるということなんですけど、その浮き栈橋を利用しようっていうのはどういう状況なんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） クルーズ船の使用だと思うんですけども、ビジターバースとしての使用をしております。通常、遊漁船とかあとヨットとかクルーズ船ですね、日本丸とか飛鳥。これの通船、これが上陸するための施設として、通船をそこに着けて利用しているということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 子育て世帯への臨時特別給付金の件ですが、これ上限いうんですか限度額いうか、年間所得が九百何万円というようなことを、非常に高額でくくったという。該当者が町内にいらっしゃるのか、あるいはこれ何でこういうんにしたんかなど。僕は少ないんじゃないかと思うんですけど、全国的に見ているのかどうか、そこら辺の見解をお伺いします。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 今回の子育て給付金、いわゆる未来応援給付金につきましては、国の説明では早い支給ということで、児童手当の制度を利用して支給するという制度の設計になっております。そのために960万円というような設定がありまして、町内でもそれに該当する方は何名かはいらっしゃいます。そういうことで、国の事業設計に基づいて給付をしたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） ないようでしたら、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号令和3年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和3年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員